



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アジアにおける知的財産制度の地域内統合：必要性、課題、可能性とモデル
Author(s)	李, 亜虹; 鈴木, 将文//訳
Citation	知的財産法政策学研究, 41, 209-229
Issue Date	2013-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52381
Type	other
File Information	41_06.pdf



アジアにおける知的財産制度の地域内統合 —必要性、課題、可能性とモデル—

李 亞 虹*

鈴木 将文(訳)

序

2000年10月18日、中国の南京で開催された第3回アジア法学シンポジウム (the Third Asian Symposium in Jurisprudence) において、私は「国際知的財産制度の地域内統合：東アジアの対応」(“Regional Integration of the International IPRs System: East Asia’s Response”)と題する論文を発表し、同論文はその後刊行された書籍「21世紀におけるアジアと法的発展」(*Asia and Legal Development in the 21th Century*)¹に掲載された。同論文において、私は、「東アジアは、次世紀に経済力を維持し、北米及びEUからの挑戦に対応するために、知的財産権の保護に関する強力な地域の制度を設けるこ

* 香港大學副教授。

本論文のテーマについて、2012年5月27日の「2012年上海フォーラム」及び同年7月20日の北海道大学・情報法政策学研究センター主催による研究会“Changing World, Changing Law: New Movements in IP Law in Asia”において、報告の機会を得た。洞察に満ちたコメントと示唆をくださった、北海道大学の田村善之教授及びBranislav Hazucha准教授、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンの野口祐子博士、上海社会科学院のSheng Guoming氏に感謝する。ただし、本論文で表明された意見とあり得べき誤りは、全面的に筆者の責任に帰するものである。

¹ Yahong Li, “Regional Integration for the International IPRs System: East Asia’s Response,” in Liu Han and Gong Peixiang (eds.), *Asia and Legal Development in the 21th Century* (Lanjing Normal University Press, 2001), 1412-1444.

とを目指すべきである」と述べた²。しかし、同論文の発表から10年以上が過ぎた今日でも、東アジアあるいはアジア全体において、知的財産に関する地域的制度は構築されていない。ただし、一部のアジア諸国の間で、知的財産関係の緩やかな協力関係は存在する。例えば、ASEAN（東南アジア諸国連合）は、メンバーである10か国の間で知的財産法の調和を進めてきている³。また、中国とASEANは、2009年10月に、知的財産分野の協力に関する協定に署名した⁴。さらに日本は、多様なアジア諸国において、あるいはそれらの国とともに、知的財産分野の研修や協力に関する事業を実施している⁵。しかし、このような知的財産に関する協力は、アジアのほとんどの国をカバーするほどの包括性や組織力を備えておらず、将来さらに発展を遂げることは期待できない。

本論に入る前に、まず「統合」（integration）の意味を定義しておこう。本論文において、「統合」とは以下の二つの意味を持つ語として用いる。第一に、一般的には、アジア諸国間における知的財産関連の協力を広く指す。例えば、知的財産分野での多国間又は二国間の協定の締結、定期的なフォーラムやシンポジウムの開催、人材養成のような特定目的の事業に関する協力などである。第二に、より狭い意味では、アジア諸国において、知的財産法と知的財産の出願・登録制度の調和を進めるための恒久的な制度を作ることを指す。アジアにとって、知的財産に関する地域内統合、あるいはより狭い意味では、知的財産に関する地域単位の制度の構築はなぜ必要なのか。統合を進めるうえでの主要な課題や問題は何か。近い将来、そのような統合を実現する可能性はあるのか。もし可能性があるとすれば、いかなるモデルや事業があり得るのか。本論文は、以上のような間について、筆者自身のこれまでの研究の成果及びアジアにおけるこの分野の協力

² Id., at 1413. 2000年の論文において東アジア諸国と想定していた国には、中国、日本、韓国、タイ、シンガポール、マレーシア及びインドネシアが含まれる。

³ 10のメンバー国とは、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムである。

⁴ “China-ASEAN IP agreement,” People’s Daily Online, April 21, 2010, <http://english.people.com.cn/90001/90778/90860/6958043.html>.

⁵ 日本の特定目的のプロジェクトについては、第3章で詳しく検討する。

に係る現状の分析に基づき、論じるものである。

第1章 アジアにおける知的財産制度の統合の必要性

知的財産は、本質的に地域と結びついており、各国はそれぞれ自国の知的財産制度を持っている。アジア諸国の知的財産制度は、特段他の国との協力がなくても、うまく機能してきている。そうであれば、なぜアジアで知的財産関係の統合が必要ないし重要なのか。本論文のテーマに関し、まず問われるのはこの点であろう。また、他の問題に進む前に、まずこの疑問に答える必要がある。そもそも知的財産制度の統合が必要ないのであれば、統合の課題や可能性を検討する必要もないからである。

アジアにおける知的財産制度の統合は、グローバリゼーションと地域主義（regionalism）の双方との関連において論じることができる。韓国国際経済政策研究所（the Korea Institute for International Economic Policy）の元理事長である Lee Kyung-tae 氏は、2000年に、「グローバリゼーションと地域主義は世界の経済秩序を再編する二つのエンジン」であると述べた⁶。一方では、グローバリゼーションは、世界秩序において止めることのできない趨勢になっている。米国のジャーナリスト Thomas Friedman は、知識と資源が地球の全域にわたって繋がった状態のグローバル化した世界を表現するのに、「フラット」という語を用いた⁷。また、スウェーデンのジャーナリスト Thomas Larsson は、グローバリゼーションとは「世界を縮め、距離を短くし、物を相互に近づけるプロセス」であると述べている⁸。国際金融基金（IMF）は、経済分野のグローバリゼーションを「特に貿易と金融フローを通じて、世界の経済の統合を推し進めること」と定義してい

⁶ Lee Kyung-tae, “Asia’s Driving Engine: Korea, China, Japan should pool resources,” *Korea Now*, March 25, 2000, at 8.

⁷ Thomas L. Friedman, *The World is Flat: The Globalized World in the Twenty-First Century* (Penguin Books, 2006).

⁸ Thomas Larsson, *The Race to the Top: The Real Story of Globalization* (Washington, D.C.: Cato Institute, at 2001), at 9.

る⁹。経済分野のグローバリゼーションの代表例が、世界貿易機関（WTO）の設立である。同機関は、世界中のグローバリゼーションを推進する機能を果たしてきている。グローバリゼーションの動きと並行して、地域主義（また、1980年代半ばからは「新地域主義」¹⁰）が、昔の地域主義的な取決めの復活を通じて、20世紀初めに再び力を持ち始めた¹¹。Mark Beesonの言葉を借りれば、『『グローバルな』時代である現代について、極めて広く認められ、かつ直観に反する特徴の一つは、明確に地域主義的な特色を有していることである』¹²。また、MansfieldとMilnerは、次のように述べている。

「例えば欧州連合（EU）、北米自由貿易協定（NAFTA）、メルコスール、アジア太平洋経済協力（APEC）のような地域経済統合は、第二次世界大戦終了後の経済関係を主導してきた多国間制度を徐々に壊し、保護主義と紛争をもたらすものだと警戒する人々がいる。他方、地域統合は、経済面の解放を進め、多国間制度を強化するものであると主張する人々もいる」¹³。

グローバリゼーションと地域主義が同時並行的に進行する現象は、知的財産の分野でも、過去2世紀にわたって見られる。例えば、1883年、工業所有権の保護に関するパリ条約が、特許、商標、意匠、地理的表示といっ

⁹ International Monetary Fund, “Globalization: Threats or Opportunity,” April 12, 2000 (Corrected January 2002), <http://www.imf.org/external/np/exr/ib/2000/041200to.htm>.

¹⁰ 「旧」・「新」地域主義に係る議論については、see Bjorn Hettne and Fredrik Soderbaum, “The New Regionalism Approach,” available at: <http://asrudiancenter.wordpress.com/2009/03/02/the-new-regionalism-approach/>.

¹¹ Louise Fawcett and Andrew Hurrell (eds.), *Regionalism in World Politics: Regional Organization and International Order* (Oxford University Press, USA, 1996).

¹² Mark Beeson, “Rethinking regionalism: Europe and East Asia in comparative historical perspective,” *Journal of European Public Policy* 12:6 December 2005: 969-985, http://uwa.academia.edu/MarkBeeson/Papers/536984/Rethinking_regionalism_Europe_and_East_Asia_in_comparative_historical_perspective.

¹³ Edward D. Mansfield and Helen V. Milner, “The New Wave of Regionalism,” *International Organization* 53, 3, Summer 1999, at 589-627, at 589.

た知的財産権を国際的に保護するために採択された。1886年には、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約が同盟国の著作権保護の基準を統一するために採択された。さらに1994年、WTOのTRIPS協定が採択された。同協定はWTOのすべての加盟国が遵守すべき知的財産保護の最低基準を定め、その基準の適用を確保するための紛争解決制度を設けており、これによって知的財産の国際化は頂点に達した。知的財産保護については20を超える国際協定が存在し、上記はそのごく一部の例にすぎない。知的財産の国際化が必要であることは、無体財産の増大や、知的財産権をボーダーレスなものにしたデジタル技術の発展、さらには、知的財産関連商品の国際貿易の活発化と各国経済の相互依存の増大によって正当化されてきた¹⁴。他方で、国際知的財産レジームに関し、〔グローバルな〕調和に反する動き¹⁵や地域主義も進んできている。例えば、EUはEC指令及び規則の制定並びに欧州特許庁の設置を通じて、メンバー国の知的財産制度の調和を実現した。また、NAFTAの第17章は、米国、カナダ及びメキシコの知的財産保護の基準を統一する包括的な規定を設けている。南米では、1969年のアンデス協定〔カルタヘナ協定〕がボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラを含むアンデス・グループ諸国の委員会に知的財産関連事項の規律を決定する権限を付与し、また、1968年の知的財産保護に関する中米協定は、コスタリカ、グアテマラ、エルサルバドル及びニカラグアを含むメンバー国の規律を統一した。さらに1991年には、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ及びウルグアイをカバーするメルコスール（南米共同市場）が設けられ、「メルコスールの商標、原産地表示及び原産

¹⁴ この論点については、see Anthony D'Amato and Doris E. Long (eds.), *International Intellectual Property Law* (Kluwer Law International, London, the Hague, Boston, 1997); R. Carl Moy, "The History of the patent Harmonization Treaty: Economic Self-Interest As an Influence," 26 *John Marshall Law Review* 457 (1993); and William L. Keefauver, "The Need for International Thinking in Intellectual Property Law," 37 *IDEA* 181 (1996).

¹⁵ Peter Yu は、知的財産分野における調和を阻む趨勢として以下の5つを挙げる。すなわち、相互主義、多様化、二国間及び多国間の協定、国以外の主体による法制度、そして代替的保護手段である。See Peter Yu, "Five Disharmonizing Trends in the International Intellectual Property Regime," in Peter Yu (ed.), *Intellectual Property and Information Wealth* (Praeger Publishers, Vol. 4, 2007).

地名称に関する知的財産保護基準の調和に関する議定書」(Harmonization Protocol of Norms on Intellectual Property in the Mercosur regarding Trademark, Indications of Source, and Denominations of Origin) が署名された¹⁶。アフリカでは、アフリカ広域知的財産機関 (African Regional Industrial Property Organization) とアフリカ知的財産機関 (African IP Organization) という二つの知的財産関連組織が設立された。前者は、英語を使用するアフリカ諸国の特許及び意匠の出願を処理し、後者は、フランス語を用いる12か国における知的財産関係の事務を処理するものである。これらの地域に比べると、アジアは知的財産分野の協力が最も弱い。これまでのところ、わずかにASEANが、著作権と特許審査に関してメンバー国10か国が協力することを内容とする知的財産協力協定に署名しているにとどまる¹⁷。ASEANが中国と結んだFTA (自由貿易協定) は、知的財産について、「当事国は、知的財産権に関するWTOの規律を遵守することをここに合意し、再確認する」旨の一般的な内容の1条を置いているのみである¹⁸。他のアジア諸国の間では、知的財産分野の正式な協力は存在しない。APECについて見れば、1995年のAPEC大阪行動指針には知的財産関係の事項が含まれており、また、1996年には知的財産権専門家会合 (IPEG) (当初は、「知的財産権ゲット・トゥゲザー」(IPR-GT) と呼ばれた) が設立されている。後者は、APECメンバー国の間における知的財産政策会話の円滑化、知的財産権の保護と運営の状況に関する情報交換、技術的協力の推進などを目的とする。しかし、APECは、環太平洋の極めて多様な関心を持つ多数の国が参加しており、「アジア地域」特有のものではない。

以上のように、一方では、知的財産分野の国際化と地域主義の同時並行的な進展があり、他方、他のすべての地域に比べてアジアでは知的財産分

¹⁶ この条約は以下から入手可能。 http://www.fox.com.uy/FoxSite/documentos/en/harmonization_protocol.pdf.

¹⁷ ASEANでは、1995年にメンバー国の知的財産制度の調和について合意し、1996年に同分野の協力に関する作業部会を設けている。同作業部会は、「ASEAN知的財産行動計画2004-2010」を作成した。また2009年には特許出願審査に関する協力が開始された。

¹⁸ 中国・ASEAN FTA (2002年) 第7条。同FTAは、2010年1月1日に発効している。

野の協力が遅れている。他の地域は、なぜ、FTAや条約という方式であれ、あるいは機構という形で、知的財産分野の地域的な協力を選択したのだろうか。このような趨勢に従わない場合には、どのような結果が生じるのか。地域主義がなぜ、どのように現れたかについては、多くの説がある。ある説によれば、「地域主義は、実のところ、グローバリゼーションへの対応である。…経済的競争の圧力は、地域的な仕組みによって、最もうまく緩和、調整される」という¹⁹。TRIPS協定はすべてのWTO加盟国が従うべき最低限の要件を定めているが、同協定及び同協定の将来の改正に内在する柔軟性は、メンバー国が自国の利益のために交渉する余地を与えている。世界の唯一の超大国である米国は、常に、その種の交渉において最強のバーゲニング・パワーを持っている。EUも集散的な地域勢力として、地域レベル及び国際レベルの両方において、知的財産政策の形成に対して益々大きな役割を果たすようになってきている。例えば、ワインと蒸留酒の地理的表示(GI)の保護に関する交渉において、EUは保護水準を引き上げるべきであるとの提案を行った²⁰。アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)とそのメンバー国は、2010年8月9日、伝統的知識(TK)及びフォークロアの表現の保護に関する議定書を採択した。同議定書は、TKとフォークロアについて、「横行している不正利用やバイオパイルシー」からの保護を強化し、「TKに基づく発明や特許出願に係る違法な申立てを防ぐ」ことを目的とするものである²¹。ARIPOは、その公式サイトにおいて、「当該議定書は、WIPOの知的財産と遺伝資源、TK及びフォークロア表現に関する政府間委員会(IGC)に対し、同委員会の規範形成に関するプロセスへの重要なインプットとして提出された。同議定書は、IGCにおける条文案

¹⁹ Edward D. Mansfield and Helen V. Milner, *supra* note 13, at 4.

²⁰ 具体的には、EUは、地理的表示が登録された場合、その表示は他のWTO加盟国(一定の期間内に留保した国を除く。)において保護を受けるとの「反証可能な推定」を受ける制度を提案した。See TRIPS: Geographic Indications, Background and the current situation, available at http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/gi_background_e.htm.

²¹ “ARIPO and its member states adopt a new protocol on the protection of traditional knowledge and expression of folklore,” available at http://www.aripo.org/index.php?option=com_content&view=category&id=1&layout=blog&Itemid=18.

に基づく交渉のためのアフリカグループの意見文書に織り込まれた」と述べられている。

「ARIPOとそのメンバー国は、過去10年間、集合体としての、あるいは連携を通じた取組みによって、成果をあげてきた。また、議定書の採択は、メンバーの国々の無体資産がアフリカ大陸の社会的・経済的発展のために尊重され、認識され、そして利用されなければならないと、一致して決意した旨の明確かつ明快なメッセージを発するものである」²²。

これに対して、アジアは全体として、知的財産分野の機関を設けておらず、また、アジア地域の利害に絡む問題に関する知的財産を巡る国際的交渉の場に、共同で文書を提出するということもしていない。そもそも、アジア地域としての利害なるものが存在するのかを疑問視する声もあるかもしれない。私自身、先に挙げた2000年の論文において、次のような疑問を呈した。「東アジア諸国は、地域統合を目指すための共通の目標ないし利害を有しているのか。有しているとしても、数多くの問題についての意見の大幅な違いをうまく克服できるのだろうか」と²³。ここでは、上記論文の結論を改めて確認しておきたい。すなわち、アジアにとって、地域の経済発展を推し進め、また、グローバルな経済的競争に対処していくために、知的財産分野の協力、さらには同分野に関する地域的な制度を構築することが必要である²⁴。

第一に、アジアとして、地域的な、ないし域内国が共有する、保護すべき利益が現に存在する。アジア諸国の経済は、統合が一層進展し、お互いが最大の貿易相手国になっている。例えば、中国はASEAN、日本及び韓国にとって、最大の貿易相手国である。また中国にとって、日本は第4位、韓国は第6位の貿易相手国である²⁵。中国はASEANとの間でFTAを締結済

²² Id.

²³ Yahong Li, *supra* note 1, at 1413.

²⁴ See Yahong Li, *supra* note 1, section II, at 1414-1418.

²⁵ “China plans talks with Japan, Korea on Free-Trade Area (中国が日本・韓国とFTA交

みであり、また、日本及び韓国とも FTA 締結について話し合いを始めており、これらの事実は、当該諸国の間の密接な経済関係を示している²⁶。なぜなら、「FTA は、理論上は貿易協定であるが、実際上は、当事国がより緊密な連携関係を築くことについての長期的な利益を持ち、あるいは、一方の当事国が他方の当事国を強化することに利益を有している旨の戦略的な見通しを表している」²⁷からである。ところで、知的財産は国際貿易の重要な要素であることから、経済統合は、必ず関係国の知的財産制度の相互関係に影響を与えることになる。David Llewelyn 教授が指摘するとおり、「この FTA（注、中国・ASEAN FTA）の発効は、アジアとの、ないしアジア内部の、貿易関係の拡大を示す事象の一つにすぎない。そして、貿易関係が拡大する結果、必然的に、知的財産権が商業上の資産及び競争上の優位性の根拠として一層重要となっている」²⁸。また、中国国家知的財産権局（SIPO）の Tian Lipu 局長も、中国と ASEAN の知的財産関係の協力の強化は、好適な投資環境の形成に極めて重要である旨を述べている。同局長によれば、「中国と ASEAN は、地理的近さと文化的繋がりによって、広い範囲で利害を共有している」²⁹。

第二に、知的財産分野の協力が必要であるのは、貿易と投資のためにとどまらず、アジア諸国がこの分野で共通の利益を有し、また共通の問題に直面しているためでもある。もっとも、それらの利益や問題は、これまでのところ明確に「アジア」特有のものとは認められていないのであるが。アジア諸国の間の知的財産分野の協力は、次のような面について可能であ

渉を計画),” *Bloomberg News*, May 14, 2012, available at <http://www.bloomberg.com/news/2012-05-12/china-japan-korea-to-start-free-trade-talks-this-year.html>.

²⁶ C.L. Lim, “Free trade agreements in Asia and some common legal problems,” in Yasuhei Taniguchi (ed.), *The WTO in the Twenty-first Century Dispute Settlement, Negotiations, and Regionalism in Asia* (Cambridge University Press, 2007).

²⁷ Kishore Mahbubani, “Smart Power, Chinese Style,” *The American Interest*, March/April 2008 Issue, available at: <http://www.the-american-interest.com/article-bd.cfm?piece=406>.

²⁸ David Llewelyn, *Invisible Gold in Asia: creating wealth through intellectual property* (Marshall Cavendish Business, Singapore, 2010), at 123.

²⁹ Wang Xin, “IP cooperation with Southeast Asia ‘crucial’,” *China Daily*, available at http://www.chinadaily.com.cn/cndy/2010-04/21/content_9755331.htm.

る。すなわち、伝統的な医薬及びアジアのフォークロアに関する知的財産権を国際的に認知させること、アジアにおける遺伝資源や植物品種の不正利用やバイオパイヤシーからの保護を強化すること、医薬品特許や競争法違反事例に関する強制実施権について一層明確で一貫性のある政策を追求すること、そして、アジア諸国の知的財産法に関する情報交換や技術的支援を促進することである。これらの協力の領域は、十分に広いものである。この地域の日本等の先進国と途上国の双方の利益を包含している。

最後に、知的財産に関する地域内協力は、この分野の国際的な問題について、アジア諸国が共同して対応することに一層積極的になるためにも必要である。地域単位で連合することは、伝統的な政治的対立関係を克服するために有効な方法とされており³⁰、また、共通の目標に向けて限られた資源を「プールする」ことを可能にする³¹。特に、アジア諸国は、伝統的に西欧の勢力により「分断され支配されて」きたことから³²、知的財産やその他の分野での協力が一層重要である。現在、アジア諸国の大半は発展途上国であり、様々な国際交渉において相対的に発言力が弱い³³。地域統

³⁰ Fred Bergsten, "The Global Trading System and the Developing Countries in 2000," Working Paper 99-6 of the Institute for International Economics, available at: <http://www.iie.com/publications/wp/wp.cfm?ResearchID=135>.

³¹ Frederick Abbott, Thomas Cottier and Francis Gurry, *The International Intellectual Property System: Commentary and Materials, Part One* (The Hague, London, Boston, Kluwer Law International, 1999), at 399.

³² Mahathir と石原は、共著において、「欧州及び米国と交渉し、…言うことを聞かせる」ために「アジア諸国は団結すべきである」、強い連帯がなければ、アジアは「分裂し、他に支配されてしまう」と述べる。See Mahathir and Ishihara, *The Voice of Asia* (Tokyo, New York, London, Kodansha International, 1995), at 43.

³³ ある論者は次のように言う。「WTO加盟国の4分の3は途上国であり、理論上は途上国の意見が交渉の議題や結果に影響を与えられるはずである。しかし、途上国は、発言力を自己に有利に使えていない。ほとんどの途上国は、輸出入、援助、安全保障などの面で、様々な形で米国、EU又は日本に依存している。また、途上国は人的・技術的資源に乏しい。ジュネーブで毎週40から50も開かれる会議にとっても対応できない。したがって、彼らは、しばしば、先進国に比べて不十分な準備状況のまま交渉に臨まなくてはならない。」See Aileen Kwa, "In focus: WTO and Developing Countries," *Foreign Policy In Focus*, vol. 3, No. 37, November 1998.

合は、国際的な知的財産交渉においてアジア諸国が共同して意見を発信し、また、限られた資源をプールして、それらの交渉における頻度の高い会議や非常に技術的な議論に対しても適切に対処することを可能にする。例えば、2000年の夏に、中国をはじめとするほとんどのアジア諸国が、特許法条約（PLT）に署名することを拒絶した。それらの国は、PLTに関し、(1) 特許電子出願の開発について途上国は資金と技術力が不足している点や、(2) PLTの特許代理人の資格を制限する規定の、途上国の特許代理人制度に対する影響について、懸念を有していた。もしもアジアに知的財産に関する地域的な機関が存在していれば、このような懸念は、WIPOにおいてもっと効果的に提起されていたであろう。

第2章 アジアにおける知的財産制度の統合の課題

前章では、アジアにおける知的財産分野の協力の必要性和重要性を述べた。本章では、この協力を進めるに当たっての、歴史的・文化的又は法的な課題について検討する。総括的に言えば、この協力は、歴史的な不信、文化的及び宗教的な多様性、そして知的財産制度の不均一な発展のために、大きな課題に直面している。アジア内の複数の地域での領土問題、特に中国と日本の間で争われている問題は、協力の見通しを一層不確実にしている。

そもそも、協力にとっての課題は、アジア諸国における政治的、社会的、経済的及び人種的な多様性に由来する。Guy Wintは1959年に、「アジアの人々の間に、一つの主体としてのアジアという純粋な意識はないと思う」と述べている³⁴。Michael Edwardsは、1962年に、『『アジア』とは、メッテルニヒにとってのイタリアがそうであったように、単に地理的な表現にすぎない。北と南、東と西、大陸と島嶼を結びつけるような統一性又は共通の特徴は存在しない」と嘆いた³⁵。Laszlo Ladanyは、1992年に、この地域の人々は、欧州の人々のように「同じ哲学的概念を使ったり、同じ宗教的用語を用いて話したり、同じ音楽を楽しんだり、同じ文学を読んだりする

³⁴ Guy Wint, *Spotlight on Asia* (Penguin Books, London, 2nd edition, 1959).

³⁵ Michale Edwards, *Asia in the Balance* (Penguin Books, 1962), at 11.

ことがない」と述べた³⁶。中国と日本の間の歴史的な不信ないし緊張は、両国の緊密な経済的関係にもかかわらず、消え去ることがない。「中国の指導者は、アジアにおいて日本の勢力が増大することに対して引き続き不快感を持っている。『日本の軍国主義』について何度も警告が繰り返されている。…日本も、21世紀における一大勢力である中国が、『巨大国の国家主義』を行使することを警戒している」³⁷。釣魚台〔尖閣諸島〕を巡る最近の領土問題によって、この緊張関係は歴史的水準まで高まっている。また、アジア諸国間の不信と分裂は、かなりの程度、米国のアジア政策に拠っている。東アジアの地域主義がなぜ欧州に比べて大幅に遅れているかを分析した Mark Beeson は、「米国は、この地域全体について多国間よりも二国間の関係の制度化を進めてきた。それにとどまらず、米国が形成に関わった冷戦時代の分裂も、結果的に、地域単位での協力を不可能とした」と述べている³⁸。事実、マレーシアが主導した東アジア経済協議体 (the East Asian Economic Caucus (EAEC)) は、米国が「同構想への敵意」を表明したため、実現に至らなかった³⁹。一部の論者によれば、最近のアジアにおける混乱も、米国の「アジア回帰」政策によるものである⁴⁰。

知的財産分野の域内協力を進めるうえで、歴史的・文化的多様性が障害となっていることに加え、アジア諸国間の知的財産制度の差異と不均一な発達も問題を引き起こしている。日本の特許制度が100年を超える歴史を有しているのに対し、中国の特許制度の歴史は30年に満たない。インド、シンガポール、香港及びマレーシアは、元は英国連邦に属していたのに対し、インドネシアの知的財産制度はオランダの制度に由来し、また、中国と日本の制度は大陸法系、フィリピンの制度は大陸法系と英米法系の混合

³⁶ Laszlo Ladany, *Law and Legality in China: The Testament of a China-Watcher* (edited by Marie-Luise Nath, Hurst & Company London, 1992), at 21.

³⁷ Chong Sik Lee (ed.), *In Search of a New Order in East Asia* (Institute of East Asian Studies, University of California, Berkeley, 1991), at 18-19.

³⁸ Mark Beeson, *supra* note 12, at 12.

³⁹ *Id.*, at 14.

⁴⁰ Yongnian Zheng, "US's 'Return-to-Asia' and Disorder in Asia," *Digest*, September 18, 2012, available at: <http://opinion.dwnews.com/news/2012-09-18/58853107.html>.

である。発達程度については、David Llewelynが著書“*Invisible Gold*”(「見えざる黄金」)で次のように述べている。

「アジア諸国は、知的財産権の発展に関する各種類型のすべてを示してきている。すなわち、自国のイノベーションと創造性に依存する先進的な国(日本)、模倣国からイノベーターへの(速度は様々であるが)移行型(中国、インド、台湾、韓国)、自国の『見えざる黄金』の開発のために、外国の投資家がもたらした技術・ノウハウを利用しようとする国(シンガポール、インドネシア、マレーシア、タイ)、外国の技術及び支援に依存する度合いが依然高い新興国(NICs)(ベトナム、カンボジア、ラオス)というようにである」⁴¹。

知的財産制度に関し先進的な国と遅れた国の間のギャップは、地域内協力にとって深刻な障害となる。なぜならば、前者は自国の知的財産権につき高水準の保護を志向する可能性があるのに対して、後者は低水準ないし弱い保護を志向するであろうからである。例えば、「五大知的財産国」(米国、英国、フランス、スウェーデン及び日本)は、知的財産権の取引について黒字であり、知的財産権に係る自国の相対的な優位性を維持したいと考えている⁴²。そこで、日本は、TRIPSや実体特許法条約などの国際的な知的財産政策に係る交渉において、先進国側の立場をとることになる。そのことは、大半の国が途上国であるアジアにおける知的財産分野の地域協力の構築に、影響を与えるであろう。

第3章 アジアにおける知的財産制度の統合の可能性

アジアにおける地域的な知的財産分野の協力については、これまで見たような課題があるにもかかわらず、多くの可能性がある。既に検討した歴史的、政治的、社会的、文化的そして法的な多様性から課題が生じるように、アジア諸国のルーツは、協力の可能性の要因ともなる。例えば、アジ

⁴¹ David Llewelyn, *supra* note 28, at 117.

⁴² *Id.*, at 79 and 80.

ア諸国の多くは、儒教という共通の文化を持ち、また西洋の「帝国主義」による苦い経験も共有している。過去の戦争によって蓄積した敵意につきまとわれ、また異なる政治思想によって分断されたEUの経験は、最悪の敵がいつの日か最上の同盟国となり得るという希望を我々に与えてくれる。Mark Beesonの言を借りれば、

「EUは、国際的な舞台で当たり前の存在となっている。そのため、第二次世界大戦の直後には、資本主義をとる民主国家が統合し繁栄したグループを形成して西欧を支配することになるなど、想像することさえ難しかったことは、容易に忘れ去られてしまう。さらに、ドイツとフランスというかつての敵同士が、その統合体の支柱になることは、戦争直後には一層予測し難いことだったであろう。しかし、ここに至るまでの速度と方向性について時折意見の違いは見られたものの、欧州統合の事業が疑問の余地がないほど成功し、メンバー国間の関係が強固に制度化されていることに照らせば、今やEUは最も統合の進んだ地域協定となっている」⁴³。

上記のような楽天的な予想は、アジア経済が過去数十年の間に緊密に一体化しつつあること、知的財産に関する先進国と遅れた国の差が縮小していること、そして知的財産制度の発展についての利益が共有されていることから、益々強められる。既に述べたように、アジア諸国が経済的に統合していることは、この地域における知的財産関係の協力の強固な土台となる⁴⁴。具体的に知的財産の法制度について言えば、アジア諸国のほとんどすべてが、知的財産制度を持ち、かつ、TRIPS協定の定める水準を充たすように制度の整備をしている⁴⁵。近年、中国は、PCT出願の上位国となった（2011年は世界4位）。また、中国企業であるHuaweiとZTEは、「五大国」の企業に代わって、それぞれ、PCT出願数が第1位と第2位となった。

⁴³ Mark Beeson, *supra* note 12, at 973-974.

⁴⁴ See note 24 above.

⁴⁵ 中国、日本、韓国、シンガポール、マレーシア、インドネシア及びタイの知的財産制度の発展については、see Yahong Li, *supra* note 1, at 1419-1432.

韓国、日本及び中国の国際特許出願数の合計は、1994年には世界の7.6%を占めるにとどまっていたのが、2008年には26.1%を占めるに至っている⁴⁶。アジアの他の国も追随している。2010年の世界におけるPCT出願数のうち、北米は28.3%、欧州は13.9%を占めたのに対し、アジアの出願は39%であった。「知的財産権の重要性とこれを経済上の武器にできることについての知識は、アジア全域に広がりつつある」⁴⁷。

もっとも、上記の特許出願の数字は印象的ではあるが、アジア諸国の技術的發展の真の状況を表すものでは必ずしもない。実情は、アジアの多くの国は、今も模倣者というラベルを貼られている。そこで、それらの国はいずれも、模倣者からイノベーターになることを切望している。そのためには、自国産業がイノベーションを起こすだけでなく、適法に模倣をすることをも可能にするような知的財産の政策及び法が必要とされている。特に、先進国から過度な障害なく技術の移転を受けることが求められている。それらの国は、知的財産制度の地域内統合を通じて、同様の状況にある国の制度と一層整合的な知的財産の政策及び法を実現することが可能となろう。例えば、インドと中国はともに、上記のような移行過程にあり、先進国から高度な技術（例、環境技術）を導入することについて困難な問題を抱えている。同様に、アジア諸国の多くは、遺伝資源及び伝統的知識の保護に関心を有しているが、この問題に関連してインドはニームの特許を巡る事件で勝利し、中国は遺伝資源を利用した発明について特許出願をする際に同資源の出所の開示を義務づけるための特許法（専利法）改正を行った。さらに、インドとタイは、西洋諸国の製薬会社との間で強制実施権の導入を巡って激しく争っている。このような事実も、アジアの知的財産制度の統合を実現するための共通基盤となる。

アジア諸国は、また、知的財産制度の改革のプロセスに関して、姿勢を共有している面がある。この点について、Asaffa Endeshawは2009年に次のように要約している。

- 産業界の追加的要求からは距離を置き、外国投資家にとって重要と思われる新法の制定や旧法の改正を行おうとしていること。

⁴⁶ David Llewelyn, *supra* note 28, at 80.

⁴⁷ *Id.*, at 89.

- 知的財産法の形式、内容及び執行について、外国との対立を避けようとしていること。
- 知的財産制度に係るコストを下げ、自国企業にとって同制度を利用しやすくすることを目指していること。

このような共通の姿勢もまた、アジアにおける知的財産分野の協力の重要性を示すものである。なぜなら、アジア諸国は協働することによって、産業界や外国投資家の要求に対し、一層自信を持って対応することが可能になり、また、自国の知的財産制度の運営コストを下げる方法を探ることができるからである。日本は、進んだ知的財産制度と、知的財産問題を巡る外国投資家との交渉の豊かな経験を持つことから、アジアの近隣諸国に対して研修と技術的協力の手法に関する支援をする条件がとりわけ備わっている。実際のところ、日本は、他のアジア諸国の知的財産制度の改善について、既に多くの貢献をしてきている。例えば、日本の特許庁によれば、日本は、人的資源の開発、知的財産関係機関の電子化・情報化に関する様々なプログラムを通じて、アジアの途上国に対する支援を行ってきている。それらのプログラムは、通常、日本の国際協力機関（JICA）と WIPO のジャパン・トラスト・ファンドにより実施されている。「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」とは、寄付金により設立され、毎年 WIPO の加盟国の様々な活動（研修生・研究生受入れ、シンポジウムの開催、日本国特許庁職員の派遣、知的財産関係機関の自動化・近代化の支援等）に対する資金的な援助に活用されている⁴⁸。日本は、また、アジア太平洋工業所有権センターにおける研修コースや、インドネシアやタイ等のアジア諸国の知的財産制度をモニターするための専門家派遣なども行っている⁴⁹。

さらに、中国、日本及び韓国の間では、三国間協力も実施されている。2001年9月には、中国の知的財産保護局（SIPO）、韓国の工業所有権庁（KIPO）及び日本の特許庁が参加する第1回工業所有権庁長官会議が東京

⁴⁸ “Intellectual Property Cooperation in the Asia-Pacific Region 2009,” Japan Patent Office, http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/kokusai_e/ipcoop_asia-pacific_e09.htm.

⁴⁹ “Technical Cooperation Activities: Information from Members,” WTO, IP/C/W/426/Add.1, 8 September 2004.

で開催され、三極間政策対話が開始された。この対話は、三機関の間で毎年実施されている。2011年には、知的財産権協力をさらに強化する旨の共同声明が署名された。さらに2012年5月10日、三極協力の成果が中国の外務省が発行した「中国・日本・韓国間協力（1999－2012年）」という白書にまとめられた。同白書によれば、

「三極知的財産庁長官会議の創設以来、三国の知的財産機関は、事務の自動化、特許出願審査の比較研究、専門家養成及び機構改革に関する効果的かつ実質的な協力を行ってきた。それらの活動は、各機関における知的財産権関係業務の遂行に多大な貢献をした。また、その間、三機関は、ASEANとの協力の可能性の検証や、他の国際的な重要地域又は重要な問題についての意見交換も行い、アジア域内及び域外との知的財産分野の協力に関する積極的な貢献をした」⁵⁰。

本論文の冒頭に述べたとおり、中国とASEANは、知的財産分野に関する二極間協力を実施している。両当事者は、2009年10月にタイのフアヒンにて開催された第12回首脳会議において、知的財産保護に関する協力についての合意文書に署名した。この合意は、政策に関する情報交換、出願審査、業務の質の管理、職員研修、及び電子情報・データベース構築に関する幅広い協力を対象としている⁵¹。さらに、日本や韓国のような他のアジア諸国も、ASEANとの間で、ASEAN・日本フォーラムの開催や、ASEANとの対話パートナー国となることを通じて、協力を進めてきている。ただし、これらの協力関係は、主として貿易と投資に関するものであって、知的財産権に焦点を当てたものではない。

上述の協力は、ほとんどが二極間又は三極間で、すなわち二、三か国を対象とし、他の国は対象外として実施されているものであることから、これらを真の意味で地域内協力と見ることはできない。それでも、これらの

⁵⁰ “China-Japan-ROK Cooperation (1999-2012),” Article 6, available at: <http://www.fmprc.gov.cn/eng/wjdt/2649/t930436.htm>.

⁵¹ “China-ASEAN IP agreement,” People’s Daily Online, April 21, 2010, available at: <http://english.people.com.cn/90001/90778/90860/6958043.html>.

協力は、将来アジアにおいて一層団結性の強い知的財産分野の協力のプログラムないし制度を構築するための基盤となるものである。

第4章 アジアにおける知的財産制度の統合のあり得るモデル

アジアにおける知的財産制度の地域的統合が必要かつ可能であるとの筆者の仮説が正しいとした場合、次に問われるべきは、どのような統合がアジアにとってふさわしいのかということである。第1章では、EU、NAFTA、アンデス協定、メルコスール、アフリカ知的財産機関、及びASEANを含む、世界の知的財産分野の地域統合の各種類型について検討した。知的財産制度の統合は、通常、経済統合によって進められ、経済統合に係る規範の中に位置づけられる。Fredrick Abbottによれば、地域経済統合は、狭義では、関税同盟、FTA及びサービス貿易自由化協定を意味し、広義では、複数国の経済的、社会的及び政治的なプロセスの統合を指す⁵²。この定義づけによると、EUは広義の、またNAFTAは狭義の、地域経済統合として形成されており、その他は中間に位置することになる。

上で触れたモデルのうち、アジアにおいて現在及び近い将来、EU型の統合を採用できる見込みはない。アジアの複数の国の間で目下生じている領土問題に照らすと、アジア同盟（Asian Union）を近いうちに構築できる見込みは薄いからである。しかし、他のモデルについては、いずれも実現の可能性がある。例えば、NAFTA型は、アジアにおいて既に中国・ASEAN FTAが存在し、また中国・日本・韓国FTAが検討されていることから、実現可能性があらと思われる。もしアジアでさらに多くの国をカバーする、一層広域にまたがるFTAが締結され、そこにNAFTAのような、非常に包括的な知的財産条項を盛り込むことができれば、地域内の知的財産制度は、統合の度合いを増すことになる。ただし、このモデルについては、地域内FTAが時間を要する複雑な交渉を必要とするという問題がある。むしろ、

⁵² Frederick M. Abbott, Remarks in the American Society of International Law, Proceedings of the 90th Annual Meeting, “Are International Institutions Doing Their Job?,” March 27-30, 1996, Washington, D.C., 90 ASIL Proc. 508 (1996), Frederick Abbott, Thomas Cottier and Francis Gurry, *supra* note 31, at 385-386.

ASEAN、アンデス協定及びメルコスールのモデルの方が、比較的容易に形成可能な緩やかな通商組織・機関であることから、実現しやすいと言えるかもしれない。それらのモデルは、地域内の知的財産制度を統合することに一定の役割を果たしている。例えば、ASEANメンバー国は著作権及び特許出願審査についての協力に関する協定を締結している⁵³。また、メルコスールは、商標及び産地表示に係る法制度の調和に関する議定書に合意している⁵⁴。このモデルの実現を目指すためには、ASEANがメンバーを拡大するなり、「ASEANプラス3（中国、日本、韓国）」の取組みを継続すればよい。しかし、この種の連携のための協定は、通常、包括的な知的財産条項を含んでいない。含んでいるとしても、知的財産に関連する事項を扱う特定の機関がないため、条項の拘束力に疑問がある。最後のモデルである、知的財産関係機関を設立するというアフリカのモデルは、知的財産問題に集中して取り組み、知的財産分野の立法と制度の執行に係る専門性を持ち、関税同盟やFTAのように他分野を扱わない機関を作るという点で、考慮に値する。以上を要約すれば、EUモデル以外のいずれも、アジアの知的財産分野の統合のモデルとなり得る。FTAモデルとASEANモデルは、既にアジアで着手されており、一層包括的な知的財産の条項を盛り込み、また制度を設けることにより、さらに発展させることができる。知的財産機関を作るモデルは、おそらく最も容易かつ効率的であろう。

しかし、統合のプロセスについては、懸念もある。文化的多様性と、歴史上形成された不信は、今後残り、統合プロセスの障害となろう。例えば、中国・日本・韓国FTAの形成に向けたプロセスは、最近の三か国の間の領土問題によって中断されている。Martine de Koningは次のように書いている。

「社会及び統治に関する異なる伝統という広い文脈の中に、制度調和のプロセスを位置づけることがはるかに重要である。」「調和のプロセスを機能させるためには、極端なまでの慎重さ、思慮そして政治的外交が必要である。参加国の真の協力がなければ、逆方向への反応、

⁵³ See note 17 above.

⁵⁴ See note 16 above.

あるいは A.G. Walder の言う『組織による神話作り』という結果がもたらされることになりかねない」⁵⁵。

リーダーシップも懸念材料である。本来、最も進んだ知的財産制度を持つ日本が、地域的な知的財産分野の統合のためのリーダーとなるにふさわしいと思える。しかし、Drifte が指摘するように、「日本がアジアでリーダーシップをとることは、比較的自然かつ容易なことと思える。しかし、狭い経済的利益、国内政治の麻痺の状態、そして過去の歴史によりアジア諸国が消極的反応を示すおそれがあることにより、日本政府はアジアにおいてさえ公然とリーダーとしての役割を果たすことができない」⁵⁶。中国も、知的財産分野の新興有力国として、統合に向けた取組みを先導していく可能性がある。「東アジアの主要国を集めた組織を作っても、中国が参加していなかったら、意味がない。中国は、この地域において歴史的に重要な地位を占めてきただけに、地域組織に直接参加しなくても政治的・戦略的な関係を形成することができる」⁵⁷。しかし、最近の複数の隣国との領土問題に照らすと、中国がリーダーとなることは難しいと思われる。むしろ、地域的な知的財産分野の協力の経験が豊かで、参加国数の多い ASEAN が、おそらくリーダーとしてはより理想的であろう。実際、ASEAN は、ASEAN 対話の中に日本、中国及び韓国を引き入れることにより、多かれ少なかれ、そのような役割を果たしてきたと言える。

最後に忘れてはならないのは、地域統合は国際社会の支援を要するという点である。一般論として、米国は、アジアにおけるいかなる統合についても、敵対的とまでは言わないとしても、消極的な立場であると考えられ

⁵⁵ Marine de Koning, “Why the Coercion-based GATT Approach is not the Only Answer to International Piracy in the Asia-Pacific Region,” 2 *EIPR*, at 59 (1997). 「組織による神話作り」又は「新しい制度主義」とは、「組織が、内部の問題の解決策としてではなく、自己の正統性を取得し、一層広い政治の場における重要なプレーヤーの要求を満足させるための儀式として、新しい組織の形式と決まりを採用する」現象を指す。Martine de Koning, at 63

⁵⁶ R. Drifte, *Japan's Foreign Policy: From Economic Superpower to What Power?* (New York: St Martin's Press, 1996), at 143.

⁵⁷ Mark Beeson, *supra* note 12, at 978.

ている。Mark Beesonの言を借りれば、「戦後の東アジアでは、欧州のかつての経験とは異なり、アメリカの影響力は地域主義を強化するのではなく、むしろこれを弱める方向に働いてきた。…本件で決定的であったのは、その企て（注、マレーシアが提唱した東アジア経済協議体（EAEC））に対して米国が反対したため、日本は米国を不愉快にさせるリスクを避けたのである」⁵⁸。米国の否定的な方向への影響又は介入は、地域内の知的財産分野の協力に予測し難い問題をなげかける可能性がある。ただし、他方で、EUはアジア地域での知的財産分野の統合を「極めて理にかなった、健全な」展開であると評価し⁵⁹、ASEAN諸国の知的財産制度の調和を促進するために、1993年にEC・ASEAN特許商標プログラム（ECAP）を創設し、さらに1995年12月には知的財産分野の協力に関する協定に署名している。アジア諸国とともに、国際社会は、地域内の知的財産分野の協力が当該地域の経済的利益と知的財産制度の発展に役立つだけでなく、国際的な知的財産制度のためにも貢献するということを理解すべきである。さらに、地域内の各国の相互理解を助け、ひいては地域内の領土や経済や政治に関する緊張の緩和に役立つということが特に重要である。

⁵⁸ Id., at 979.

⁵⁹ Barry Wain, “Moving toward an East Asian Community,” *Asian Wall Street Journal*, August 11, 2000, at 8.